



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
11月17日  
第463号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示	
※滋賀県地籍調査費補助金交付要綱の一部改正 (県民活動生活課)	1
道路区域の変更 (道路保全課)	6
○ 公 告	
県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告 (農村振興課)	7
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	7
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	7
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (甲賀、湖東)	8
○ 土木事務所公告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江)	8
○ 病院事業庁公告	
一般競争入札の公告	9

## 告 示

### 滋賀県告示第418号

滋賀県地籍調査費補助金交付要綱 (昭和49年滋賀県告示第277号) の一部を次のように改正する。

令和5年11月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

第5条中「経費の配分を」を「地籍調査事業の内容の変更または地籍調査事業に要する経費の配分の」に、「。) し」を「。) をし」に、「事業を」を「地籍調査事業を」に改める。

第9条中「状況」を「完了予定年月日の変更の報告、第7条の規定による状況」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。  
(完了予定年月日の変更報告)

**第6条** 事業施行者は、地籍調査事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定年月日を変更しようとするときは、あらかじめ完了予定年月日変更報告書 (別記様式第3号) を提出して、その旨を知事に報告するものとする。

別記様式第1号別紙第2を次のように改める。

## 別紙第2

## 3 収支予算書

## (1) 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額	備 考
補助金額		
市町村費		
計		

## (2) 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額	備 考
地籍調査費		
直接経費		
賃金		
報酬		
給料		
職員手当等		
報償費		
旅費		
需用費		
使用料および賃借料		
安全費		
精度管理費		
委託料		
備品費		
附帯経費		
賃金		
報酬		
給料		
職員手当等		
報償費		
旅費		
需用費		
使用料および賃借料		
備品費		
共済費		
災害補償費		
役務費		
補償補填および賠償金		
公課費		
合 計		

注 「区分」欄は、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日付け経企土第130号経済企画事務次官依命通達）に定める調査費の区分ごとに記載すること。

別記様式第2号中「次の理由により」を「下記のとおり」に、「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改める。  
別記様式第5号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「第8条の」を「第9条の」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第4号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第3号中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を別記様式第4号とし、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

事業施行者

年度地籍調査事業完了予定年月日変更報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた 年度地籍調査事業について、完了  
予定年月日を変更したいので、滋賀県地籍調査費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙

事業の名称		交付決定額		完了予定年月日		完了済 事業費 (円)	予算の 繰越額 (円)	当初の完了予 定年月日まで の予定出来高
事業名	事業者名 地区名	番号 年月日	補助金額 (円)	変更前	変更後			

変更の事由

注

- 1 「事業名」欄は、翌年度の繰越承認を受けた事業名を記入すること。
- 2 「地区名」欄は、翌年度の繰越承認を受けた地区名を記入すること。
- 3 「番号年月日」欄は、交付決定通知の番号と年月日を記入すること。変更がある場合は、上下2段書きとし、当初の交付決定通知の番号と年月日を上段に、変更決定通知の番号と年月日を下段に記入すること。
- 4 「完了済事業費(円)」欄は、当初の完了予定年月日の時点における支出(見込)額を記入すること。
- 5 「予算の繰越額(円)」欄は、地籍調査費補助金の繰越承認通知に記載された額(繰越承認額)を記入すること。
- 6 「当初の完了予定年月日までの予定出来高」は、当初の完了予定年月日の時点における事業進捗割合を「%」で記入すること。

付 則

- 1 この告示は、令和5年11月17日から施行し、改正後の滋賀県地籍調査費補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前にした改正前の滋賀県地籍調査費補助金交付要綱の規定による申請その他の行為は、改正後の滋賀県地籍調査費補助金交付要綱の相当規定によりしたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある改正前の滋賀県地籍調査費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
**滋賀県告示第419号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年11月17日から令和5年12月1日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考	
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	水谷彦根線	彦根市仏生寺町字寒谷20番1地先から	変更後	最小 12.8m く 最大 30.6m	97.6m	道路改良工事（迂回路設置）に伴う道路区域の変更	
		彦根市仏生寺町字寒谷25番25地先まで	変更前	最小 12.3m く 最大 30.6m	92.0m		
		彦根市仏生寺町字寒谷25番25地先から	変更後	最小 12.2m く 最大 15.5m	101.6m		
		彦根市仏生寺町字寒谷31番1地先まで	変更前	最小 12.2m く 最大 24.8m	100.7m		
	中河内木之本線	長浜市余呉町針川字里之内23番地先から	変更後	最小 15.9m く 最大 17.5m	23.3m		待避所整備に伴う道路区域の変更
		長浜市余呉町針川字里之内19番地先まで	変更前	最小 3.8m く 最大 10.6m	23.3m		
				最小			

	長浜市余呉町中河内字野尻 1302番3地先から	変更後	16.4m く 最大 17.3m	21.8m
	長浜市余呉町中河内字野尻 1302番3地先まで	変更前	最小 6.5m く 最大 7.3m	21.8m

公 告

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営下酢子池地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年11月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営下酢子池地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）の計画の概要
- 2 縦覧期間 令和5年11月17日から令和5年12月18日まで
- 3 縦覧場所 大津市産業観光部田園づくり振興課および草津市環境経済部農林水産課
- 4 意見書の提出の方法等
  - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
  - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名（法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに意見の内容
  - (3) 意見書の提出期限および提出先
    - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
    - イ 提出先 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課 〒525-8525 草津市草津三丁目14番75号

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

竜王町が令和5年11月17日に決定した近江八幡八日市都市計画地区計画（竜王町山之上地区地区計画）に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

竜王町が令和5年11月17日に変更した近江八幡八日市都市計画地区計画（竜王町総合庁舎周辺地区地区計画）に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

## 健康福祉事務所告示

## 滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第7号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年11月17日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原峰生

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
株式会社マルイチ	甲賀市信楽町長野601番地	株式会社マルイチ 代表取締役 山本隆章	甲賀市信楽町長野600番地1	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	2571400593	令和5.10.31

## 滋賀県湖東健康福祉事務所告示第28号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年11月17日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
シガドライ福祉用具サービス事業所	彦根市南川瀬町1547	株式会社シガドライ ウィザース 代表取締役 田中秀彦	彦根市南川瀬町1547	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	2570200259	令和5.10.31

## 土木事務所公告

## 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年11月17日

滋賀県東近江土木事務所長 橋本聡

開発許可を受けた者	開発区域の名称	面積	検査済証
-----------	---------	----	------

の住所・氏名			交付年月日	番号
湖南市平松北二丁目6番地 (302号) 池田悠人	蒲生郡竜王町大字岡屋字上 井ノ上1304番1	173.85㎡	令和5.11.7	000555

## 病院事業庁公告

## 一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における人工心肺装置の購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年11月17日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 人工心肺装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月29日(金)
- (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:医療用機器・医療用品

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。
  - ア 入札する物品のメーカー、製品名、型番、数量の一覧(仕様書「I. 調達物品および数量」に対応したもの。)
  - イ 技術的要件に対する対応状況を示す文書(仕様書「III. 技術的要件」の各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。)
  - ウ 機器のカタログ、性能や機能の詳細を説明する文書、特徴を示す文書等

- (2) 提出期限 令和5年12月6日(水)15時まで
- (3) 提出場所

- ア 滋賀県物品・役務電子調達システム(詳細は(4)アによる。)
- イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

## (4) 提出方法

ア 電子申請による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(2)に示す提出期限までに(3)アにより入札参加資格確認申請をすること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムによる入札参加資格確認申請はファイルを添付することができないので、電子で入札参加資格確認申請を行う場合は、別途、提出期限までに必要とする書類をイまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に必着させること(書留郵便に

限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(5) 入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和5年12月12日(火)までに通知する。

#### 4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

FAX 077-582-5931

ウ この入札に関する問合せはイに示す場所で受け付ける。

エ 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、令和5年11月27日(月)15時までにイに示す場所に書面で提出すること。提出された質問を確認した後、令和5年12月1日(金)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。また、滋賀県立総合病院総務課にて掲示する。

(2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和5年11月17日(金)から令和5年12月19日(火)まで

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 令和5年11月17日(金)から令和5年12月19日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札書の提出期間 令和5年12月13日(水)から令和5年12月19日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(5)に示す入札書の提出期間内に入札すること。ただし、3(4)の入札参加資格確認申請書の提出にあたり滋賀県物品・役務調達システムを使用せず、紙のみで行った場合は、滋賀県物品・役務電子調達システムの制約上、電子入札ができないため、イまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和5年12月20日(水)9時30分 滋賀県物品・役務電子調達システム

#### 5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県病院事業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他詳細は入札説明書、仕様書による。

### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Heart-Lung Machine System, 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, December 19, 2023
- (3) For further information, contact : General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031

